

北海道移住促進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 首都圏等の団塊の世代を主な対象として、参加自治体と特定非営利活動法人住んでみたい北海道推進会議（以下「推進会議」という。）が連携・協力し、北海道への移住を促進するとともに、民間による移住ビジネスの創出などにより、北海道全体の振興を図るため、北海道移住促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会の主な事業は、次のとおりとする。

- (1) 移住促進に係る周知活動の実施
- (2) 移住促進に係る各種施策の推進
- (3) 移住ビジネスモデルの創出に向けた研究
- (4) その他 移住促進のために必要な取組

(組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する自治体及び推進会議をもって組織する。

(役員及び職務)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 会長は、参加自治体の長のうちから、協議会において選任する。
- 3 役員は、協議会において選任する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 理事は、協議会の主要事項の審議並びに会務の運営にあたる。
- 8 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第5条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、開催する。

(会長の専決)

第7条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを報告するものとする。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する会員で組織する。

(連絡会議)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

2 連絡会議は、参加自治体の担当課長職で組織する。

3 連絡会議の効率的な運営を図るため、連絡会議に幹事会を置く。

4 幹事会は、役員市町村の担当課長職で組織する。

5 幹事会に幹事長を置く。

6 幹事長は、会長を務める市町村の幹事をもって充てる。

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金、その他収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、設立年度については、施行日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、推進会議内に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月28日から施行する。

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。